

# 不育症検査治療費助成金のお知らせ

不育症とは妊娠はするものの、流産や死産、早期新生児死亡などを2回以上繰り返すことを指します。智頭町では、経済的負担の軽減のため、不育症の検査、治療費用の一部を助成しています。

※令和4年4月1日以降に開始した不育症検査・治療が対象です。



## 1. 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 不育症検査・治療を受けた夫婦（事実婚を含みます）
- (2) 申請時点で、夫または妻のいずれか一方、または両方が智頭町に住所を有する方
- (3) 申請者とその世帯に町税等の未納がない方
- (4) 公益社団法人日本産科婦人科学会の会員である産婦人科専門医が所属する医療機関で不育症であるかどうかを診断するための検査を受けた方
- (5) 不育症検査・治療について、他の地方公共団体から同様の助成を受けていない方

## 2. 対象となる検査・治療

不育症の検査・治療に要した費用（医療保険適用外のものに限ります）

※入院時の差額ベッド代、食事代等不育症検査・治療に直接関係のない費用や、鳥取県不育症検査費助成金交付要綱の助成対象となる検査費用は除きます。

## 3. 助成金額

医療保険適用外の不育症検査・治療に要した費用の2分の1（1年度につき10万円を限度とします）。通算5年度まで助成します。

## 4. 申請方法

以下の必要書類をそろえて、福祉課窓口で申請をしてください。

- ◇智頭町不育症検査治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ◇智頭町不育症検査治療実施医療機関証明書（様式第2号）  
※この証明書を医療機関にご持参の上、必要事項の記入を依頼してください。
- ◇医療機関が発行する領収書及び診療明細書の写し
- ◇夫婦の住民票（申請日の3か月以内に発行されたもの）  
※智頭町民で、福祉課が住民基本台帳で照会確認することに同意された場合は、住民票の提出は省略できます。
- ◇住民票で夫婦であることが確認できない場合は、婚姻していることが確認できる書類  
法律婚の場合：両人の戸籍抄本  
事実婚の場合：両人の戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書（様式第3号）

★様式第1号～第3号は福祉課の窓口に用意しています。このホームページからダウンロードすることもできます。

★不育症検査・治療が終了した日の属する年度内に（3月31日までに）申請をお願いします。2月1日～3月31日までの間に不育症検査・治療が終了した場合は、翌年度の5月31日まで交付申請をすることができます。

お問い合わせ先：智頭町保健センター 福祉課（電話 0858-75-4101）